

令和 3 年 11 月 16 日
水管理・国土保全局 河川環境課**2級水系も含めた全国 94 ダムで事前放流を実施！****～令和3年度出水期における事前放流の実施状況～**

令和3年度の出水期において、国が管理する1級水系と都道府県が管理する2級水系とを合わせて、全国の計94ダムで事前放流を実施し、台風等による出水に備えました。

- 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、令和2年度の出水期から国が管理する1級水系（ダムのある全99水系）で事前放流の運用を開始し、令和3年度の出水期においては都道府県が管理する2級水系※でも事前放流の実施体制を整えて出水に備えました。

※ ダムのある355水系のうち、海に近い位置のダムのように事前放流の効果が見込めないダムしかない水系等を除いた321水系

- 今般、令和3年度の出水期における事前放流の実施状況ととりまとめましたのでお知らせします。事前放流の実施により、木曾川、信濃川においては、下流の流量を減らす効果があったと推定されています。（詳細は、【別紙資料】参照）

<令和3年度出水期における事前放流の実施状況（概要）>

治水等（多目的）ダム（国土交通省※）	12 ダム
治水等（多目的）ダム（水資源機構）	7 ダム
治水等（多目的）ダム（県）	29 ダム
利水ダム	46 ダム

※内閣府沖縄総合事務局含む

計 94 ダム

【別紙資料】・ 令和3年度出水期における事前放流の実施状況（総括）

・ 事前放流の実施状況と利水ダムによる効果（木曾川上流ダム、信濃川上流ダム）

（参考）関連資料は、下記のホームページをご覧ください。

- 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/

- 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf

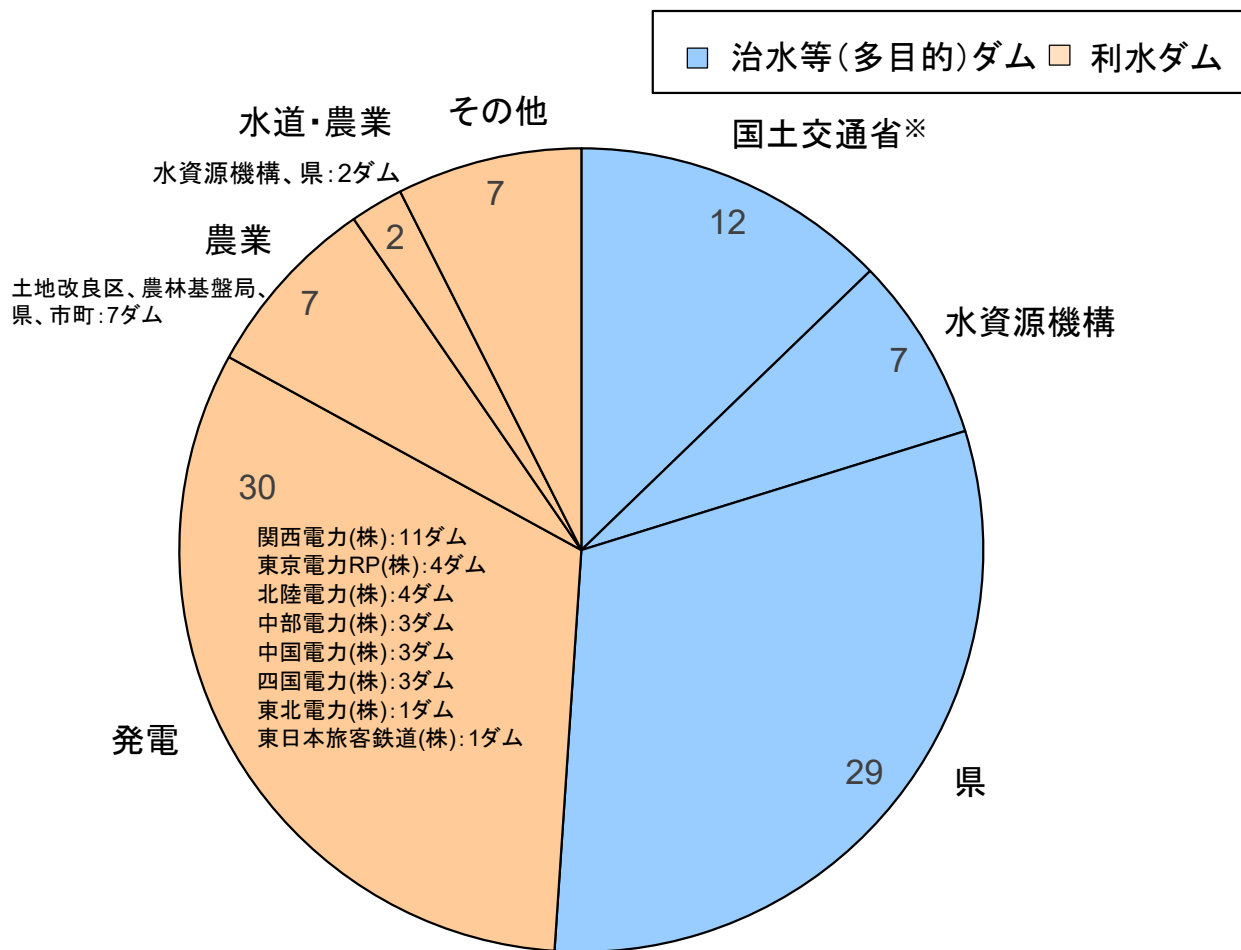
《問い合わせ先》

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室
 企画専門官 小澤 盛生（内線：35472）
 水利係長 永田 佳之（内線：35485）
 代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449 FAX:03(5253)1603

- 令和3年度においては全国の計94ダムで事前放流を実施(うち46ダムは利水ダム)。(令和3年5月18日～)
- このうち、令和3年8月の前線停滞に伴う大雨(11日～19日)においては全国の計69ダムで事前放流を実施(うち32ダムは利水ダム)。

<令和3年度に事前放流を実施した94ダムの管理者>

<令和3年度の事前放流実施ダム数>



治水等(多目的)ダム (国土交通省※)	12 ダム
治水等(多目的)ダム (水資源機構)	7 ダム
治水等(多目的)ダム (県)	29 ダム
利水ダム	46 ダム

計:94ダム

<上表のうち、令和3年8月の前線停滞に伴う大雨(11日～19日)の事前放流実施ダム数>

治水等(多目的)ダム (国土交通省※)	9 ダム
治水等(多目的)ダム (水資源機構)	7 ダム
治水等(多目的)ダム (県)	21 ダム
利水ダム	32 ダム

※内閣府沖縄総合事務局含む

計:69ダム

令和3年度出水期における事前放流の実施状況(総括)

別紙資料



国土交通省

11月16日時点

令和3年度の主な降雨

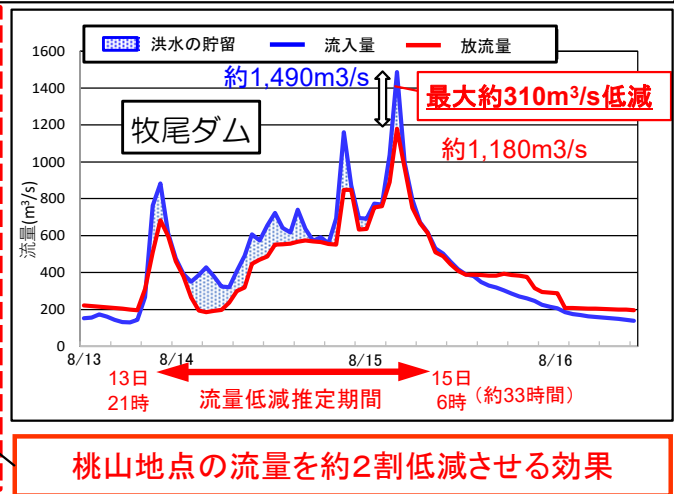
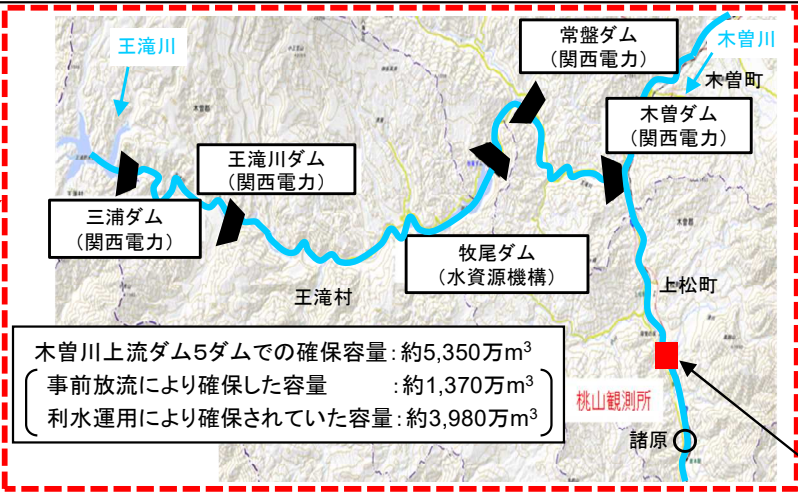
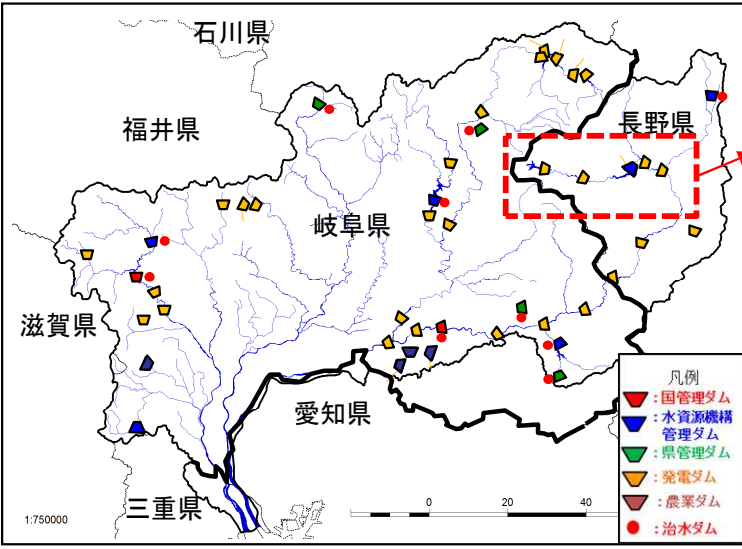
		令和3年度の主な降雨								
		6月末から7月上旬 梅雨前線大雨	台風第6号	台風第9号	8月中旬 前線大雨	台風第12号	台風第14号	台風第16号	その他	合計 (ダム数は重複除く)
1級 水系	ダム数 (括弧内は延べ数)	6(6)	0(0)	7(7)	64(73)	2(2)	8(8)	0(0)	4(6)	77(102)
	確保容量 (万m ³)	896	0	241	7,475	232	49	0	733	9,626
2級 水系	ダム数 (括弧内は延べ数)	3(3)	4(4)	6(6)	5(5)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	17(20)
	確保容量 (万m ³)	152	83	85	146	0	0	47	0.3	514
合計	ダム数 (括弧内は延べ数)	9(9)	4(4)	13(13)	69(78)	2(2)	8(8)	1(1)	5(7)	94(122)
	確保容量 (万m ³)	1,048	83	327	7,622	232	49	47	734	10,140
東京ドーム換算		8 個分	0.7 個分	3 個分	61 個分	2 個分	0.4個分	0.4 個分	6 個分	82 個分
ハツ場ダム換算		0.1 個分	0.01 個分	0.04 個分	0.8 個分	0.03 個分	0.01 個分	0.01 個分	0.1 個分	1.1 個分

木曽川上流ダムにおける事前放流の実施状況と利水ダムによる効果

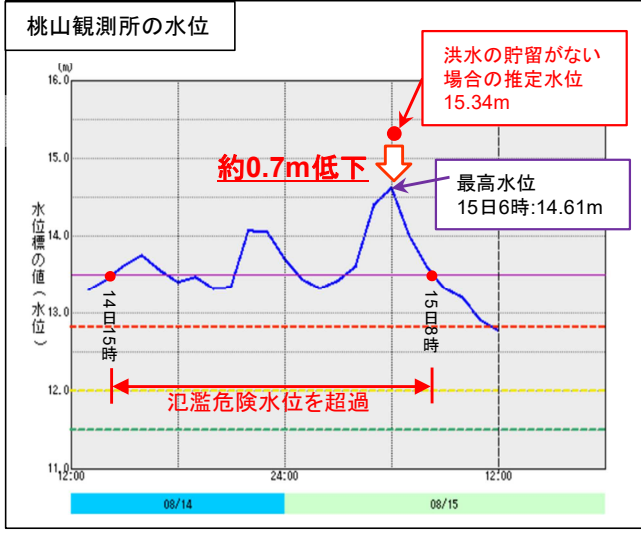
- 木曽川水系の上流(長野県内)では、牧尾ダム(水資源機構管理)、木曽ダム、常盤ダム、三浦ダム(関西電力管理)で事前放流を行い、王滝川ダム(関西電力管理)と合わせて5つの利水ダムに約5,350万m³の容量を一時的に確保して洪水を貯留。
- 下流の長野県木曽郡上松町の桃山地点において、上流の5つの利水ダムでの洪水の貯留により、長時間にわたり河川の流量を減らし、ピーク流量を約2割(約730m³/s)減らす効果があったと推定。
- これにより、桃山地点下流で約0.7mほど水位が低下し、右岸側(上松町諸原地先)の生活道路である町道及び住宅の冠水を回避したと推定。

※速報値であり精査の結果変わる可能性あり

木曽川水系のダム(45ダム)



牧尾ダム(水資源機構管理: 農業・水道・工業用水道・発電) ※治水なし

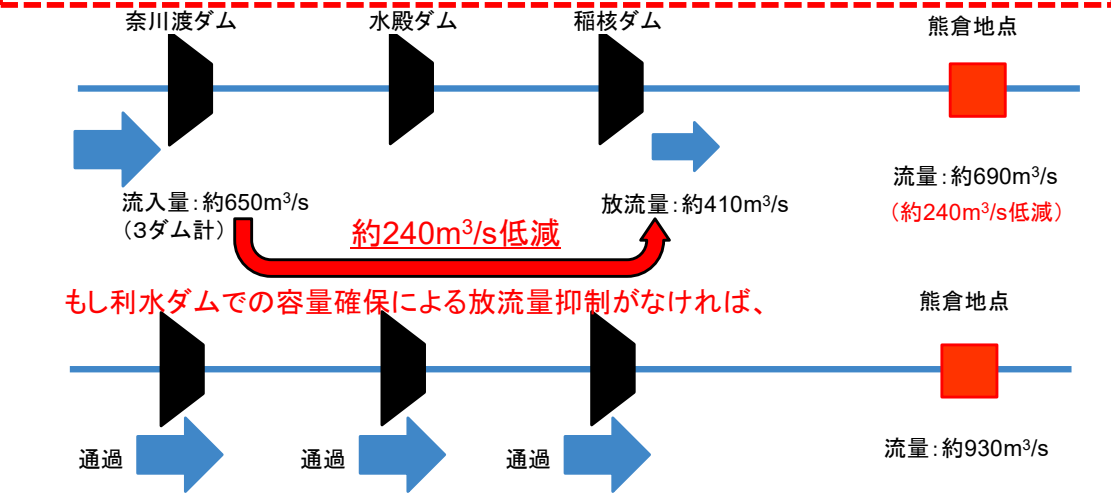
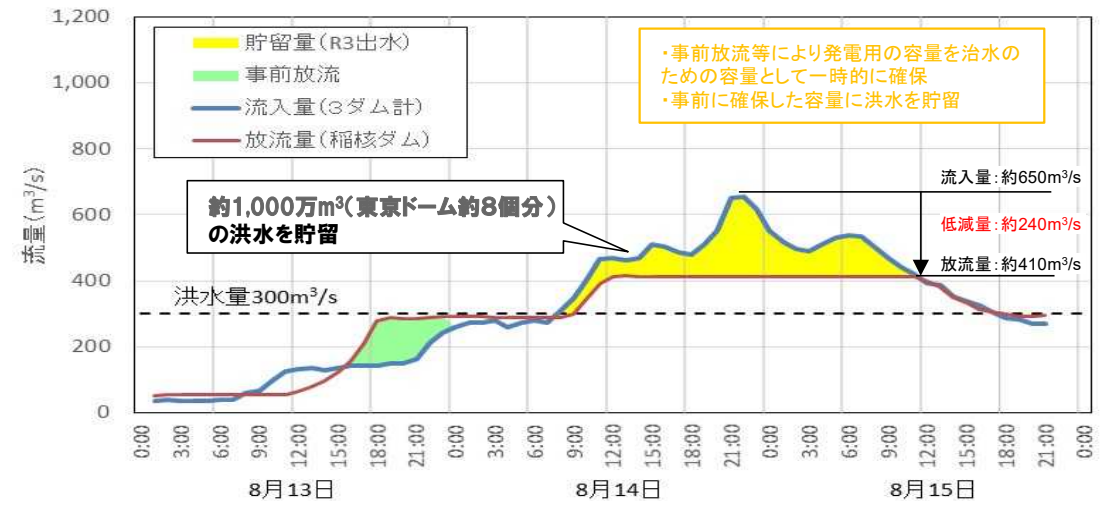
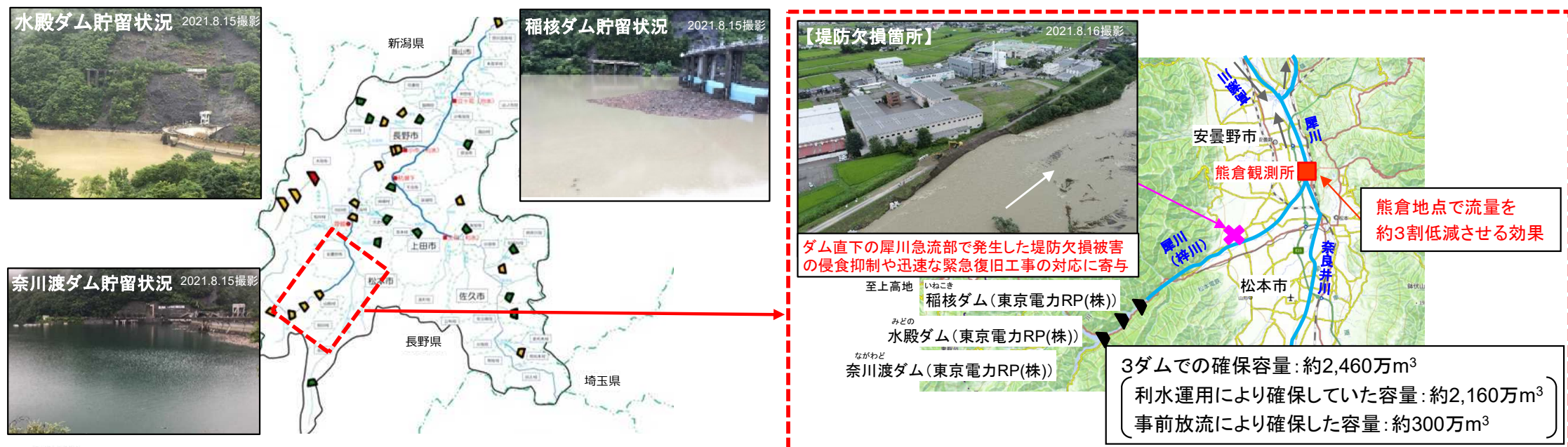


信濃川上流ダムにおける事前放流の実施状況と利水ダムによる効果

- 信濃川水系犀川(長野県)では、8月13日～15日に、**奈川渡ダム**等3ダム(利水)で利水運用と事前放流により合計 約2,460万m³の容量を確保して洪水を貯留し、下流の**熊倉地点**(長野県安曇野市)において、洪水流量を約3割減らす効果があったものと推定。
- 事前放流による洪水流量の低減により、ダム直下の犀川急流部で発生した堤防欠損被害の侵食を抑制。その結果、甚大な堤防欠損につながらず、短期間に復旧(発生より約4日で完了)することができたところ。

※速報値であり精査の結果変わる可能性あり

信濃川水系上流部利水ダムの効果 8月13日～15日



ダム

水管理・国土保全トップ 河川 ダム 砂防 海岸 水資源 下水道 防災 環境 利用 国際 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > ダム > 利水ダム治水機能施設整備費補助

利水ダム治水機能施設整備費補助

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

こうした中、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を令和2年度より創設したところです。

令和4年度 利水ダム治水機能施設整備費補助の募集について(令和5年度実施分)

【応募受付期間】

令和4年4月11日(月)～令和4年6月30日(木)午後5時必着

[＜参考＞制度概要](#)(PDF形式:92.4KB)

募集要領、申請書・事業計画書様式、交付要綱、補助金交付申請様式

[募集要領、申請書・事業計画書様式](#)(PDF形式:1.14MB) 

[申請書・事業計画書様式](#)(Word形式:34KB)

[交付要綱、補助金交付申請様式集](#)(PDF形式:422KB) 

[補助金交付申請様式集](#)(Word形式:91KB)

実施事例

[令和4年度](#)(PDF形式:1.14MB) 

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局治水課 沢田、花田
TEL:03-5253-8111(内線35-662、35-574)
直通03-5253-8453 FAX:03-5253-1604

 ページの先頭に戻る

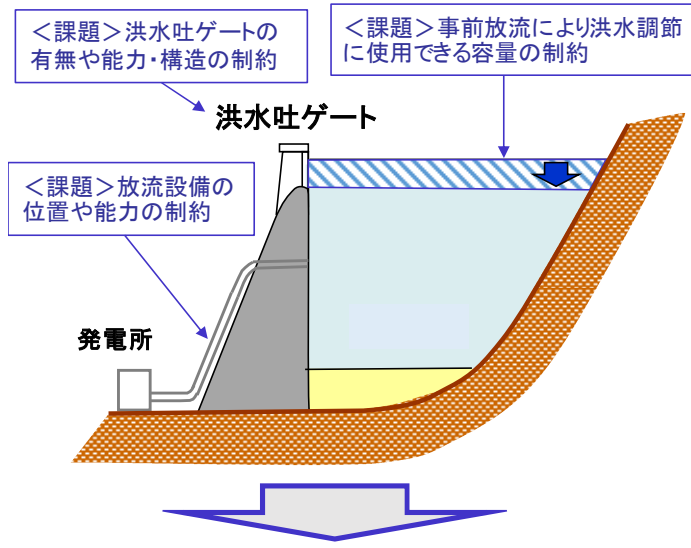
国土交通省(法人番号2000012100001) [[アクセス情報・地図](#)]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3(代表電話) 03-5253-8111

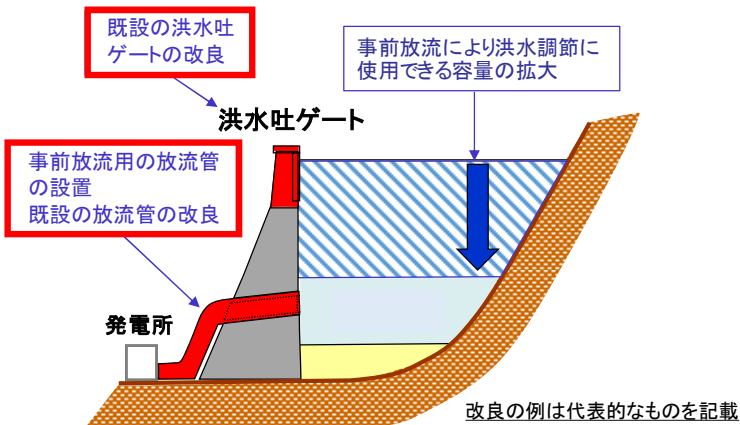
[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#) [関連リンク集](#)

[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#) [ソーシャルメディア利用方針](#)

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります